

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

- ※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。
- ※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

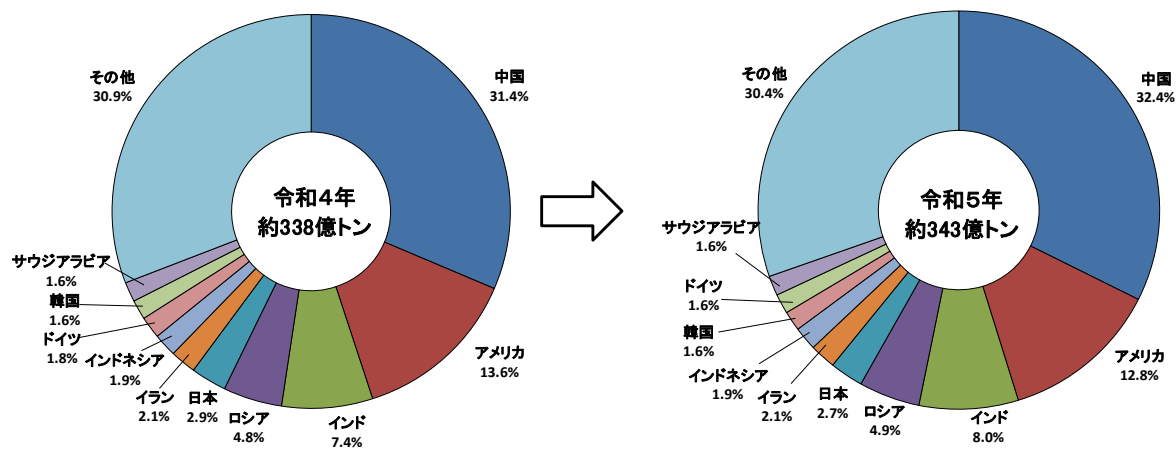
第1節 省エネルギー対策等の推進

1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和5年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約343億トンで、令和4年と比較して、約5億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和4年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.3%減少、令和3年度に比べて6.2%減少しています。

令和4年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,144万トンで、県全体の72.5%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.4%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

¹ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は519万トンで県全体の12.0%と2番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は431万トンで、県全体の9.9%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は203万トンで、県全体の4.7%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和4年度）

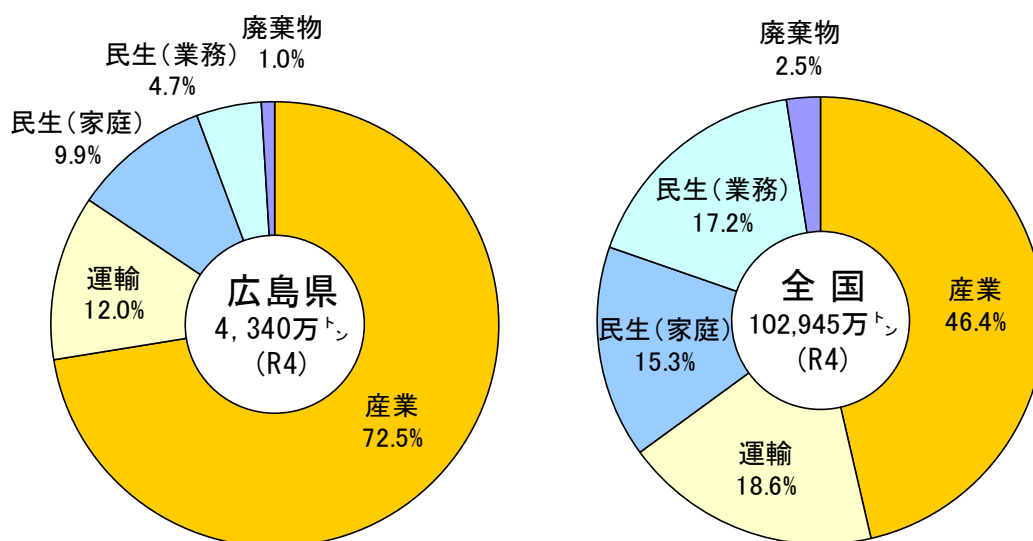
区 分	H25 基準年度		R4 実績 ^{※2,3}		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業 ^{※1}	61,886	4,094	47,751	3,144	▲ 22.8	▲ 23.2	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	19,151	519	▲ 14.6	▲ 15.3	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	15,783	431	▲ 24.0	▲ 25.4	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	17,719	203	▲ 25.3	▲ 49.9	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,541	42	▲ 15.0	▲ 6.1	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	102,945	4,340	▲ 21.9	▲ 24.3	H25 比 27%削減

※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和4年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数（0.537kg-CO₂/kWh）を用いて算出している。

※3 令和4年度の国の二酸化炭素排出量は、国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」（R8.4月）から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和4年度）[※]

出典：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」

資料：県環境政策課

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 （H25）	4,540 （R4）	4,327※2 （R7）	4,721 （R4）	103.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

（1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

（2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」を設置し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO ₂	4,094 （H25）	3,144 （R4）	3,100※2 （R7）	3,348 （R4）	106.1%	目標どおり達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO ₂	405 （H25）	203 （R4）	215※2 （R7）	263 （R4）	122.8%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 （H25）	9,305 （R4）	11,779※2 （R7）	13,103 （R4）	129.0%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

（1）「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000k1以上の工場・事業場。

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場。

【令和7年度実績・令和8年度内容】条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度により、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画書提出事業所数	176	202	219	223	222	213	212	207	206
報告書公表数	173	191	216	210	216	213	212	206	204

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】省エネ設備導入等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを9回開催、相談会を9回開催。令和8年度は、金融機関や関係団体と連携したセミナーや県内企業への働きかけ等を行い、参加事業者の拡大を図る。

イ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内企業49社に対し、二酸化炭素排出量の可視化から削減計画作成等まで、企業の取組進度に応じた支援を実施。令和8年度は、支援を継続するとともに、参加企業の成功事例や取り組みを紹介する報告会を実施し、県内での横展開を図る。

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

ウ 金融機関等と連携した脱炭素経営支援体制の構築 [環境政策課]

【令和8年度内容】金融機関や経済団体等と連携したコンソーシアムを設置し、支援機関間で相互連携・協働しながら、中小企業の脱炭素経営支援に取り組むための体制構築を図る（令和8年度新規事業）。

エ 価値創造型脱炭素モデルの創出・展開 [環境政策課]

【令和8年度内容】県内中小企業が脱炭素を手段として、新たな価値創出や競争力強化等を図るとともに、優れた取組を普及展開させるため、支援機関やサプライチェーン全体と連携した中小企業等の省エネ・脱炭素化のモデル的取組を支援（令和8年度新規事業）。

オ 省エネ設備等の導入支援 [環境政策課]

【令和8年度内容】エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業等の脱炭素化及びエネルギーコストの削減対策を促進するため、省エネ設備等の導入を支援（令和8年度新規事業）。

(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 [自動車・新産業課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】自動車業界のサプライチェーンのカーボンフットプリントの算定等をテーマにワークショップ及び実証活動を展開することにより、県内の先進事例として横展開できるモデルを創出した。令和8年度も引き続き、企業間連携支援による先進事例の創出に取り組むとともに、地域独自の活性化方策の検討を通じて、自動車産業を中心とした県内製造業者が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことができる仕組みの構築を図る。

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P116）、下水道資源の有効活用（P117）

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）

ア ICT漁獲技術の実証〔水産課〕

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和7年度実績】底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証。

【令和8年度内容】ICT漁獲技術導入を希望する漁業者とシステムのベンダー企業とのマッチング。

イ 技術習得支援〔水産課〕

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和7年度実績】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修の試行。

【令和8年度内容】研修プログラムへのシステム導入の検討。

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万t-CO ₂	613 (H25)	519 (R4)	518※2 (R7)	541 (R4)	104.0%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車 ⁴ 導入割合	%	17.8 (H30)	29.7 (R6)	31 (R7)	29.0 (R6)	102.5%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化⁵計画」策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度〔環境保全課〕

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度により、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和7年度は74事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	81	83	85	77	79	74

イ 駐車時のアイドリング・ストップ〔環境保全課〕

【令和7年度実績・令和8年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度・令和8年度は、栗柄広谷線外10路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を停め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

ウ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]

(ア) 広島県地域公共交通ビジョン推進事業

県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」の目指す姿の実現に向けて、ビジョン施策の基盤となるデータ整備や人材育成を進めるとともに、市町や事業者が一体となり、公共交通機関の利用促進を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業（LRT システム整備事業）

【令和7年度実績・令和8年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業）[港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の取組を推進しています。

【令和7年度実績】港湾脱炭素化推進計画の策定。

【令和8年度内容】照明設備の LED⁹ 化を推進。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業 [環境政策課]

令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用した EV を県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】EV シェアリングステーションの実証事業により、課題等の検証及び情報発信を実施。

イ EV バス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者が導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和7年度実績】導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ¹⁰等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和7年度）。

⁹ LED：発光ダイオード(Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

¹⁰ エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、デジタル運行記録の導入及びその解析結果を基にしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和8年度についても、継続した支援を実施。

（6）県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P116）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （民生（家庭））	万 t-CO ₂	579 （H25）	431 （R4）	344※2 （R7）	403 （R4）	93.0%	概ね達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 （H25）	23,783 （R4）	19,474※2 （R7）	20,533 （R4）	84.2%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
電力使用量（家庭）	省エネ家電の普及等は進んでいるものの、夏の高温による冷房需要の増加により、計画で見込んだ水準まで減少しなかったため。	うちエコ診断等によるエネルギー使用量の見える化を起点として、省エネ行動の実践・継続を促すとともに、省エネ家電への買替えや住宅の断熱化を促進し、家庭の電力使用量の削減を図る。

【取組状況】

（1）低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和7年度は、低炭素建築物の認定件数72件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

① 建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和7年度は、性能向上計画認定建築物の申請件数13件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和7年度実績・令和8年度内容】断熱リフォームのメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施。令和8年度も引き続き、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施するとともに、既存住宅の窓断熱改修に対する補助金事業も併せて実施することにより、スマートハウスの普及促進を図る。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,674団体が登録(令和8年5月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和7年度実績】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。

<レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数>

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
削減レジ袋(万枚)	18,969	16,462	19,348	15,253	12,558	12,279
辞退率(%)	86.6	85.5	85.1	84.8	85.2	84.9
参加店舗数	332	332	299	271	223	220

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P103)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）〔環境政策課〕

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹¹（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹²（14市町20団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催〔環境政策課〕

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は7月23日（水）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和8年度は同所にて7月24日（金）に開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進〔環境政策課〕

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹³会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹⁴の推進〔環境政策課〕

県民が夏の外出時に気軽に利用できる涼しい場所を「クールシェアスポット」として登録・周知する、「ひろしまクールシェア」等を実施しています。

【令和7年度実績】夏季は、参加協力施設を募ってクールシェアを実施し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

【令和8年度内容】7月1日から9月30日までの間、県内の公共施設や商業施設を募ってクールシェアを実施。

<ひろしまクールシェア参加施設数>

項目	R1	R2～R4	R5	R6	R7
参加公共施設数	267	—	128	145	193
参加商業施設数	839	—	774	1,428	1,461

※令和2年～令和4年度は新型コロナウイルスの影響によりクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は無掲載。

エ 長期優良住宅¹⁵の普及促進〔住宅課〕

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度の県内長期優良住宅の認定戸数は、3,098戸。令和8年度も長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

11 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

12 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

13 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

14 クールシェア：涼を分かち合う取組。例えば、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

15 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 【環境政策課】

家庭における省エネ行動を促進するため、家庭の光熱費等を基に二酸化炭素排出量を見える化し、各家庭のライフスタイルに応じた省エネ対策を提案する「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、環境省が運用する「うちエコ診断 WEB サービス」の活用を進めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
「うちエコ診断」受診世帯数（累計）	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689	9,563	53,006

カ 家庭における省エネ・脱炭素アクション推進事業 【環境政策課】

家庭における省エネ・脱炭素行動の実践と定着を図るため、Web アプリ「モアクト」を活用した「広島みんなでエコアクション！キャンペーン」を実施しています。参加者は、「うちエコ診断 WEB サービス」の受診や、日常生活におけるエコアクション、省エネ家電等への買い替えなどのミッションに取り組み、その達成状況に応じてポイントを獲得することができます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、省エネ効果の高いLED照明器具、エアコン及び電気冷蔵庫の購入と「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を要件とする「ひろしま省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施。申請件数は42,610件。令和8年度は、従来の買い替え支援中心の取組を発展させ、「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を入口として、診断後の省エネ・脱炭素行動をWeb アプリ上のミッションとして提示し、その実践に応じたポイント付与等により、継続的な行動の定着を促進する取組を実施。

5 廃棄物部門対策**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万 t-CO ₂	45 （H25）	42 （R4）	34※2 （R7）	37 （R4）	86.3%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
二酸化炭素排出量 （廃棄物）	主な排出源である廃プラスチック類の焼却量について、減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばい状態となっている。	各種リサイクル法等について県民等へ周知を行うとともに、リサイクル関係施設の整備や技術開発への助成等を実施し、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進する。

【取組状況】**（1）廃棄物の排出抑制及びリサイクル等の推進**

※ 関連事業：排出抑制及び減量化（P33）、一般廃棄物のリサイクルの推進（P33）、各種リサイクル法の推進（P33）、食品廃棄物削減等対策（P35）、発生抑制及び減量化（P36）、産業廃棄物のリサイクルの推進（P36）、産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進（P37）

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁶対策の推進

オゾン層¹⁷は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンである HFCs（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	200 (R4)	117※2 (R7)	129 (R4)	45.1%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 【環境保全課】

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は74者を新規に登録し、年度末での登録者数は932者。充填・回収業者のほか、機器管理者等を対象に154件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

16 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFCs（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。

17 オゾン層：オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性、国等の補助制度及び電力固定価格買取（FIT）制度¹⁸等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和6年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,912千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,912 (R6)	1,669 (R7)	1,617 (R6)	118.3%	目標どおり達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128	281 (R6)	128 (R7)	128 (R6)	219.4%	目標以上達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68	65 (R6)	68 (R7)	68 (R6)	95.3%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 【環境政策課】

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電事業に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和8年度は、引き続き、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施。

＜パネル容量、発電実績＞

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千kWh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815	11,691	11,691

18 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
補助件数（件）	17	14	6	3	6	3	9
補助金額（千円）	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536	17,343	38,110

＜温暖化対策活動促進補助金＞

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
補助件数（件）	24	12	27	21	16	16	14
補助金額（千円）	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263	5,896	6,149

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和7年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：108千kWh

【令和8年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】

県営鯉港住宅1期新築工事（R6～R8）

県営第三上安住宅（仮称）新築工事（R8～R9）

県営熊野住宅南ブロック（仮称）2期新築工事（R8～R10）

県営向ヶ丘住宅新築工事（R8～R9）

県営引野住宅Aブロック（仮称）2期新築工事（予定）

（2）小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

イ 水道施設マイクロ水力発電導入支援事業 [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けて、採算性など導入ポテンシャルが見込まれる県内の水道施設について実際の導入に向けた標準仕様の作成など、市町等の事業化を支援します。

【令和7年度実績】昨年度調査した水道施設からポテンシャルが見込まれる3施設を抽出し、導入可能性調査を実施。事業者（水力発電設備メーカー）へのサウンディング等により、導入の実現可能性を確認するとともに、設備導入条件等の整理や検討を実施。

【令和8年度内容】導入が見込める施設については、引き続き導入検討を進めるとともに、導入を検討する自治体、民間事業者向けのマニュアル作成などを実施し、導入に向けた取組を支援。

(3) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：下水道資源の有効活用（P117）

(4) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

イ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 [環境政策課]

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を実施します。

【令和7年度実績】従来工法では設置が困難な場所に対して設置方法の工夫により、太陽光発電設備を導入するモデルなど、3件の事業に対し支援。

【令和8年度内容】モデル事業の成果を検証し、事例展開による普及を図るとともに、新たな課題解決を目指すモデルについても支援。

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲） [自動車・新産業課]（P8）

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル¹⁹構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル²⁰を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点において、研究開発が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境・エネルギー課	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5※ (R2)	12	基準年度値 より増加 (R7)	—	240.0%	目標以上 達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 (R2)	2	基準年度値 より増加 (R7)	—	200.0%	目標以上 達成

※ 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの（CO₂分離回収技術を含む累計）

¹⁹ 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

²⁰ CCS・CCU：Carbon dioxide Capture and Storage、Carbon dioxide Capture and Utilization の略称で、分離した二酸化炭素（CO₂）を貯留（Storage）、再利用（Utilization）する考え方。

カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】**(1) 広島型カーボンサイクルの推進****ア 環境・エネルギー産業集積促進事業〔環境・エネルギー産業課〕**

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。(令和7年4月には第二版として改定)

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取組を始めています。

イ 海洋プラスチック対策〔環境保全課〕

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策と併せて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策(P77)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会(P7)

(2) カーボンニュートラルポート(CNP)の形成(公共事業)(再掲)〔港湾漁港整備課〕(P11)**2 森林吸収源対策の推進****【現状と課題】**

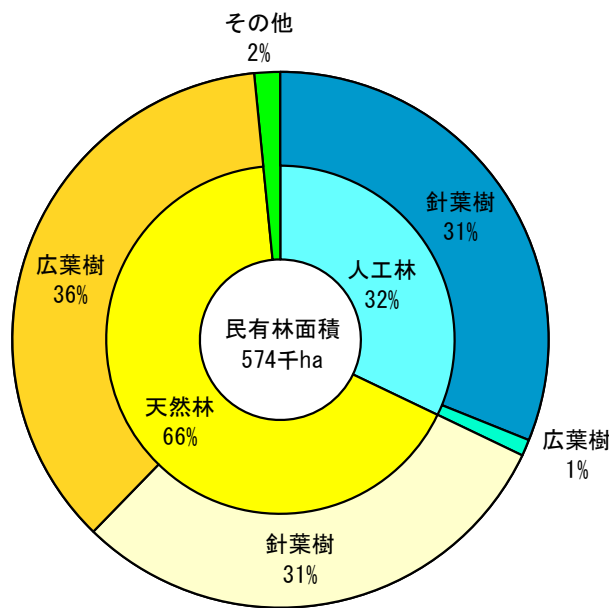
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる622千ha(令和7年10月現在)で、そのうち民有林面積は574千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がいまだに存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²¹での持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

21 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」(R7.10)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R7）	目標値（目標年度）	目安	指標の達成率	進捗状況
森林保全課	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	617	836	1,050（R7）	—	79.6%	未達成

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
手入れ不足人工林の間伐面積	不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるほか、小規模分散の所有形態の人工林が未施業地として多く残っているため、境界確定や事業同意の取得が年々困難になってきていることから、目標を下回った。	市町を通じ、事業主体が森林所有者の特定や小規模事業地の取りまとめに要する経費を助成するとともに、リモートセンシングを活用した森林の境界確認の推進等により、事業箇所の掘り起こしを促す。

【取組状況】

（１）森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和7年度実績】森林整備面積：172ha

【令和8年度内容】森林整備面積：287ha

（造林事業（育成林整備事業））

【令和7年度実績】森林整備面積：1,628ha

【令和8年度内容】森林整備面積：1,889ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養^{かん}など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和7年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（549ha）、住宅分野に県産材を使用する取組への助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（137ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビニュース、テレビCM、WEB広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和8年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県産材製品消費量（m ³ ）	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094	25,772	27,921

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内に広く分布する里山林の適切な管理とその木材の有効利用を目的として、リモートセンシングデータによる全県域を対象とした森林タイプ分類、過密人工林および大径木の抽出を実施し、GISを用いて効率的な広域計画や施業判断をおこなうための研究「3Dリモートセンシングによる里山林の管理と活用（令和8年度～10年度）」に取り組んでいます。

(2) 保安林²²等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²³等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は自然保護協力奨励金として1,472件、2,684千円、立木損失補償金として256件、14,481千円を交付。令和8年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和7年度実績】51件、452haの森林を保安林に指定。13件、1haの保安林の指定を解除。

【令和8年度内容】36件を指定見込み。

ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

22 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

23 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット²⁴・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、二酸化炭素排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和7年度実績】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット76 t-CO₂を販売。

【令和8年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
取得 (t CO ₂)	—	325	—	—	—	—
売却 (t CO ₂)	112	100	177	142	76	76

²⁴ カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

家庭の省エネは「見える化」から ～うちエコ診断で、わが家に合ったエコアクションを～

家庭から排出される二酸化炭素（CO₂）は、冷暖房や給湯、照明、家電製品の使用など、日々の暮らしと密接に関わっています。家庭での省エネは、CO₂排出量の削減だけでなく、電気代やガス代などの光熱費の負担軽減にもつながる身近な取組です。省エネというと、我慢や手間が必要という印象を持たれがちですが、まず大切なのは、わが家のエネルギーの使い方を知り、効果の大きい取組から無理なく始めることです。

図 うちエコ診断 Web サービスによる家庭の省エネを進める流れ（イメージ）



■ うちエコ診断 Web サービスで、わが家に合った対策を確認

環境省が提供する「うちエコ診断 Web サービス」では、光熱費や住まいの状況などを入力することで、家庭のCO₂排出量や光熱費が見える化し、ライフスタイルに応じた省エネ・省CO₂対策を確認できます。家庭によって、エネルギーの使い方や改善できるポイントは異なります。冷暖房、給湯、冷蔵庫、照明など、「何から始めればよいか」を知り、効果が見込まれる取組を選ぶ手がかりになります。

■ 診断結果を、日々のエコアクションへ

本県では、こうした気づきを実際の行動につなげるため、「広島みんなでエコアクション！キャンペーン」を実施しています。

省エネ行動は、知って終わりではなく、日々の生活の中で続けていくことが大切です。Webアプリ「モアクト」に登録し、うちエコ診断の受診、エアコンのフィルター掃除、省エネ家電への買替え、日々の節電などのミッションに参加することで、楽しみながら省エネ行動を続けることができます。

家庭の省エネは、一つひとつの行動は小さくても、継続し、多くの家庭に広がることで大きな削減効果につながります。まずは、うちエコ診断でわが家の状況を確認し、家計にも環境にもやさしいエコアクションを、できることから始めてみましょう。

「見える化」したら できることから実践

- ☐ エアコンの適切な使用・フィルター掃除
- ☐ LED 照明や省エネ家電への見直し
- ☐ 給湯・節水など水回りの工夫
- ☐ 家族で続ける毎日の小さな行動

小さな取組も、無理なく、楽しく、続くことで
大きな CO₂削減につながります。

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

測定局	平均気温	1915-1919年		1980-1984年		2021-2025年	
				(増減)		(増減)	
広島	14.8	14.8	14.8	0.0	17.4	2.6	2.6
呉	15.2	15.2	15.2	0.0	17.4	2.2	2.2
福山	—	14.3	14.3	—	16.9	2.6	2.6
東広島	—	12.7	12.7	—	14.6	1.9	1.9
三次	—	12.5	12.5	—	14.5	2.0	2.0

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と令和3（2021）年～令和7（2025）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均2.3℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	11.9	基準年度値より増加 (R7)	—	65.4%	未達成
みんなで減災推進課	避難の準備行動ができている人の割合	%	13.6 ^{※1} (R1)	17.9 ^{※2}	50 (R7)	—	35.8%	未達成
河川課	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ^{※3}	戸	約 18,000 (R2)	約 16,700	約 16,700 (R7)	—	100%	目標どおり達成
砂防課	土砂災害から保全される家屋数	戸	約 116,000 (R2)	約 131,000	約 129,000 (R7)	—	101.6%	目標どおり達成

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模（年超過確率 1/10～1/100）の洪水を想定

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	「ひろしまブランド調査」によると、男性の30～50代、女性の50代以下で、他年代と比べて認知度が低い傾向にある。	県民一人ひとりが、気象状況や自身の体調等に応じて適切な暑さ回避行動を取れるよう、クールシェア等の取組を通じて、熱中症予防に関する県民の理解促進に取り組む。 また、セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の個別指標のうち、「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低いことによるもの。	小学校等への出前講座やLINE版マイ・タイムラインの普及促進などに取り組む。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】

項 目	令和7年度実績	令和8年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(73名参加)、県内研究機関等の意見交換会を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信等を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、調査・研究及び情報の収集、発信等を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】

項 目	令和7年度実績	令和8年度内容
施設園芸の夏季高温対策技術の開発と普及	換気、遮光、ミスト等の環境制御機器により園芸施設内の環境を作物にとって最適化する「デジタル環境制御技術」の導入支援に取り組んだ。令和7年度までの3年間で22経営体が本技術を導入し、夏季の安定生産に活用している。	「デジタル環境制御技術」の導入支援を継続するとともに、夏秋イチゴ等の新たな園芸品目への技術展開を進める。

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

水稻については、うるち米では、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組んでいます。

野菜・花きについては、夏季の高温対策として導入が進みつつある環境制御技術の普及促進に取り組めます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップを作成し、普及に取り組んでいます。また、総合技術研究所では、早期収穫で寒波被害を回避できるレモン品種の育成や、高温でも着色の良いブドウ品種の探索を進めています。

病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続します。また、外来生物²⁵等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

²⁵ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、蚊が媒介するデング熱について、SNS等の活用による注意喚起を実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）²⁶の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）²⁷等が制度化されました。

オ 県民生活・都市生活分野

暑熱による生活への影響等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

また、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターについて、市町による指定が進むよう、必要な情報提供等を行います。

26 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

27 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

<コラム>

気候変動への適応の取組 ～高温登熟耐性米の導入～

近年の気温上昇は、私たちの健康だけでなく、食卓にも影響を及ぼしています。

水稻は、穂が出てから 20 日間（登熟期の前半）に高温に遭遇すると、未熟粒（米の一部もしくは全体が白濁した米および痩せた米）や碎米などの障害が発生し、玄米品質や食味が低下します。場合によっては収量が低下するとの報告もあります（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構））。

広島県での主食用のうるち米については、特に標高 100m 以下の地域で栽培されている「ヒノヒカリ」の品質低下が、顕在化してきました。そこで、高温による米の品質低下が発生しにくく、栽培しやすい特性を持つ「恋の予感」が、平成 26 年から標高 150m 以下の地域の奨励品種に採用されました。高温の影響を受けにくい高温登熟耐性品種の作付面積は全国的に年々増加しており、主食用米に占める割合は、令和 7 年には 18.2%（※）になっています。

※「令和 7 年地球温暖化影響調査レポート（速報）」（農林水産省）

一方、日本酒の原料である酒米について高温登熟障害を考える場合、玄米の見た目の品質低下に加えて、醸造時に米が溶けにくくなる問題があります。そこで県立総合技術研究所（農業技術センター、食品工業技術センター）、農研機構西日本農業研究センターなど、県内の 6 機関が共同研究を行い、10 年の歳月をかけて品種改良を進め、高温への耐性を持ち、かつ多収で栽培しやすい新品種「広系酒 45 号」を育成しました。この品種の商標名は「萌えいぶき」で、令和 5 年から本県の奨励品種に採用されています。本品種を原料とした日本酒は高品質で豊かな味わいになりやすく、広島国税局清酒鑑評会（令和 6、7 年）や IWC2024 での受賞例があります。日本酒好きの方はもちろん、そうではない方も、ぜひ、お試しください。



写真1 高温登熟耐性を持たない品種（左）と持つ品種（右）の米
左には米の白濁が多くみられる。

夏季が高温だった令和6年産。

（写真提供：県立総合技術研究所農業技術センター）



写真2 「萌えいぶき」と試験醸造された日本酒
（写真提供：県立総合技術研究所農業技術センター）